

一般財団法人日欧産業協力センター 政策セミナー

サーキュラーエコノミーの最新状況と課題 – 成長志向型の資源自律経済を目指して

2026年3月17日(火) 16:30~18:00 東京 (8:30~10:00 Brussels)

<要約> (敬称略)

開会挨拶 :

Manuel Hubert, 一財) 日欧産業協力センター EU 側専務理事

初めにご参加のスピーカーの皆様にご挨拶申し上げます。本イベントはサーキュラーエコノミーを主題としており、本テーマは環境持続可能性のみならず、経済競争力および経済安全保障の観点からも極めて重要である。日本と EU は、外部のエネルギー供給や重要原材料への依存といった共通の構造的課題に直面しており、これらの脆弱性は地政学的緊張や輸出規制によって一層顕在化している。このような状況の下、サーキュラリティは外部依存度低減のための戦略的手段として位置付けられている。両地域はリサイクル推進に向けた意欲的な政策枠組みを導入しており、本セッションでは政策担当者および産業界からの知見が共有されるとともに、政策目標と実行可能なビジネスモデルとの整合性の重要性が示される機会となる。

プレゼンテーション :

三牧 純一郎 経済産業省 GX グループ 資源循環経済課長

経済産業省は環境省と連携し、日本における資源循環政策を進めており、自動車リサイクル法や家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、容器包装リサイクル法など、多層的な制度を整備してきた。これらの背景には、国土が狭く最終処分場の制約が大きいという構造的課題があり、廃棄物削減と効率的処理を目的として、3R (リデュース・リユース・リサイクル) が長年推進されてきた。

近年では、2020年に策定された「サーキュラーエコノミービジョン 2020」に基づき、循環型経済への移行を加速している。その背景には、資源制約の深刻化やカーボンニュートラルへの対応、さらに廃棄物の越境移動規制の強化といった国際的課題がある。これにより、国内における資源循環体制の強化と再生材の有効活用が重視されている。

具体的施策としては、エコデザインの推進や再生材利用の拡大、リサイクル産業の競争力強化、素材情報の共有基盤の整備、分別回収の高度化などが挙げられる。また、リユース、リペア、シェアリングといった新たなビジネスモデルの支援にも取り組んでいる。政策支援は主に三つの柱から構成される。第一に、産官学連携を促進するネットワークの構築、第二に大規模投資に対する補助金支援、第三に柔軟な規制改革による市場形成である。さらに近年は、経済安全保障の観点からも取組を強化し、リサイクル産業の拡大や再生材需要の創出を目指している。

Stefano Soro, Head of Unit – Sustainable Products, European Commission DG Internal Market, Industry Entrepreneurship and SMEs (DG GROW)

今後制定される予定の「EU サーキュラーエコノミー法」は、「クリーン・インダストリアル・ディール」の下での旗艦イニシアティブとして紹介されており、これまでのサーキュラーエコノミー行動計画や、エコデザインや電池に関する法規制を含む関連規制枠組みを基盤としている。このイニシアティブは、循環型経済への移行を加速させることを目指しており、2030年までに循環型材料の使用率を倍増させること、輸入原材料への依存度を低減すること、および二次原料や重要原材料に関するEU単一市場を強化することなどが主要な目標として挙げられている。

サステナビリティは、環境、経済、社会、地政学的な側面を含む多面的である。特に、サプライチェーンに影響を及ぼしている最近の地政学的混乱への対応として、脱炭素化、資源効率、産業競争力、雇用創出、地域のレジリエンス、戦略的自律性といった観点から、その貢献が特定されている。

この立法案は、「廃棄物枠組み指令」や「埋立指令」を含む既存の廃棄物関連枠組みを更新・合理化するとともに、廃棄物および二次原料の真の域内市場の発展を促進することが期待されている。検討されている措置には、循環型調達強化、産業共生、拡大生産者責任制度の改善、廃棄物終了基準の調和、リサイクルシステムの強化、建設廃棄物および電子廃棄物の管理改善などが含まれる。このプロセスは、広範な利害関係者との協議を経て進められており、2026年9月の採択を目指している。

張田 真 株式会社 HARITA 代表取締役

株式会社 HARITA は使用済み自動車、電子機器、太陽光パネル等のリサイクルを中心に、鉄・非鉄金属、貴金属、産業廃棄物および一般廃棄物の再資源化を幅広く展開しており、家電リサイクル法および小型家電リサイクル法に基づく認定工場として事業を実施している。技術的取組としては、「分別技術」「可視化技術」「連携技術」の三分野である。

可視化技術については、内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）における取組を通じ、素材循環およびトレーサビリティのデータ化が進められており、欧州のデジタルプロダクトパスポートとの連携可能性が示された。さらに、鉄道車両や建築分野における設計情報の共有を通じた水平リサイクルの実証事例を紹介、「つながる技術」による資源循環の高度化が進められている。加えて、富山県を基盤とした産官学連携体制および国際標準化活動（ISO/TC323）への参画を通じ、地域および国際的な協働が推進されている。

今後の課題として、環境価値と経済価値の両立が指摘され、これを実現するためには、政府による市場形成およびルール整備、産業界におけるエコデザインの推進、ならびに消費者の行動変容が不可欠である。また、欧州連合の制度設計力と日本の現場実装力の相互補完による国際協力の深化を提案させて頂きたい。

Jan Tytgat, Director Government Affairs EU, Umicore Belgium

ユミコアは、非鉄金属分野における循環型経済の主要企業であり、バッテリー、触媒、特殊材料に関する材料ソリューションと、それらに対応した統合型リサイクルシステムを提供している。同社の中核はリサイクル事業であり、製品は使用後の資源回収を前提として設計されている点に特徴がある。

主力事業の一つである貴金属リサイクルでは、産業副産物や製造残渣、消費前・消費後のリサイクル資源を対象に、バリューチェーン全体にわたる回収および処理を実施している。通常、製品の解体は行わないが、バッテリーについては例外的に解体を行い、その後冶金プロセスによって処理される。これにより、リチウム、ニッケル、コバルト、銅といった重要金属をエネルギー効率の高い方法で回収し、残留廃棄物を最小限に抑制している。さらに、生産工程から発生する廃棄物や光ファイバー由来のゲルマニウム回収、宝飾品や触媒からの貴金属のショートループリサイクルなど、多様なリサイクル事業を展開している。

EU 循環型経済法に対する提言としては、回収率の向上およびリサイクル品質の確保を重視し、二次原料の域外流出防止の重要性が指摘されている。また、リサイクル含有率目標については、原料供給不足による産業制約の可能性から慎重な対応が求められる。加えて、廃棄物終了基準の調和、単一市場の強化、廃棄物輸出の適正管理、大規模かつ実装可能な事業への支援、ならびに複雑廃棄物に対応する冶金リサイクルの重要性の認識が必要とされている。

Q&A/ディスカッション セッションではモデレーターの日欧産業協力センター日本側専務理事、田辺靖雄が以下の質問を取り上げた。

- (Stefano 様、三牧様へ) 日本側および EU 側から、再生材の利用義務付けがルールになって来ている旨の説明があった。私の理解するところ、ヨーロッパの End-of Life Vehicle の規制では、再生プラスチックの使用義務が発生し、バッテリー規制においてはコバルトやニッケルやリチウムのリサイクルが義務付けられて、その再生材の使用が義務付けられている。三牧課長からは今度、資源有効利用促進法の改正でヨーロッパにならって再生材の利用が義務づけられるというお話があったが、それぞれ今後、どのような再生材、どの材料がリサイクル義務付けされるのか。
- (三牧様、Stefano 様へ) サーキュラーエコノミーの中で重要な要素がいわゆるエコデザインという取り組みで、ヨーロッパでも日本でも取り組みが進んでいる。これはレギュレーションという形で行われるのだろうが、エコデザインの標準化というプロセスと、レギュレーションが今どのように進んでおり、今後どうなっていくべきか。規制をする時に、例えば ISO とか IEC のような国際標準にする、あるいは国際標準を活用するなど、その辺りのお考えはどうか。
- (張田様へ) 張田様の会社も国際標準の取り組みに参画されたということをお話の中で先ほどのプレゼンの中でおっしゃっていた。その辺りのご経験をご紹介頂きたい。
- (Stefano 様、三牧様へ) サーキュラーエコノミーを国内、域内だけにとどめるのか、あるいは日本と EU のように同じような価値観、同じような方向性を持っている国同士が少し融通し合うような、日本と EU の間でパートナーシップアライアンスを組むというようなことは考えられるのか。



Co-funded by the European Union and the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI). Views and opinions expressed are however those of the author(s) only and do not necessarily reflect those of the European Union, the METI or the European Innovation Council and SMEs Executive Agency (EISMEA). Neither the European Union nor METI, nor the granting authority can be held responsible for them.

- (Jan 様へ) この域内市場や、リサイクル資材および再生可能資源の越境取引についてご意見、もしくは実際の経験やご見解があればお聞かせ願いたい。

以上